

建設雇用再生トータルプラン（仮称）

平成16年度予算要求の概要

平成15年12月
厚生労働省

建設雇用再生トータルプラン(仮称)の実施

円滑な労働移動及び技能労働者の確保の推進

業界内の円滑な労働移動及び技能労働者の確保の促進

円滑な業界内移動の促進

建設業需給調整機能強化促進助成金(仮称)の創設

離職を余儀なくされる者等に係る無料職業紹介事業を実施しようとする地域の事業主団体に対する、初期費用に対する助成の実施

建設業労働移動円滑化支援助成金(仮称)の創設

- ・ 建設業労働移動支援能力開発給付金(仮称)の創設
- ・ 建設業労働移動支援定着促進給付金(仮称)(現・建設業労働移動支援助成金)の拡充

〔 講習実施に係る要件を2週間から1週間以上に緩和するとともに、講習実施期間に応じた助成を実施 〕

技能労働者の確保の促進

建設業人材育成総合支援事業の拡充

- ・ 各企業における職位と必要な能力、処遇、昇進状況等の現状分析のためのソフト開発
- ・ 建設事業主団体等による、教育訓練実施の共同化・広域化及び体系的処遇改善等の取組みへの重点的支援の実施(雇用改善推進事業助成金の見直しによる重点化)

業界外への労働移動の促進

建設業労働移動支援能力開発給付金(仮称)の創設

地域の建設事業主団体が、離職を余儀なくされる者等に対し、労働移動支援能力開発業務(多様な形態での労働移動のための教育訓練・講習、キャリア・カウンセリング、就業体験付与等)を実施(再就職支援会社、NPO法人等への委託を含む。)する場合の助成の実施

労働移動支援助成金等の活用促進

雇用機会の拡大・雇用の安定の推進

建設業における新規・成長分野への進出の促進

建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金等の活用促進

異業種の新規・成長分野への進出の促進

中小企業雇用創出等能力開発助成金等の活用促進

情報提供、相談等のワンストップサービスの提供

(建設労働者雇用安定支援事業の拡充)

都道府県レベルの建設事業主団体への総合相談窓口の設置

建設雇用再生総合相談窓口(仮称)の設置

- ・ 建設事業主等が円滑な労働移動、技能労働者の確保や雇用機会の確保・雇用の安定を図るために利用可能な各種支援事業(国による支援措置、再就職支援会社等)の積極的な情報提供の実施
- ・ 建設雇用再生総合アドバイザー(仮称)による、各事業主等のニーズに沿った支援事業の活用に向けた相談援助の実施(社会保険労務士等を登録、相談実績に応じて謝金を支給)

各種支援機関のネットワークの形成等

- ・ 地域の建設事業主団体による無料職業紹介実施の促進、労働移動促進のための能力開発実施機関の掘り起こし等
- ・ 各種支援機関のネットワーク形成等

「建設雇用再生トータルプラン」(仮称)の創設による 総合的・効果的な雇用対策等の実施

平成16年度要求額 2,289,389 千円

1 趣旨・目的

建設業は、景気の低迷、公共投資の減少等により、過剰供給構造にあり、「建設業の再生に関する基本指針」等により事業規模の縮小等による業界再編や経営資源の比較優位な分野への集中化等が行われようとしており、今後、雇用面などでさらに厳しい状況におかれることが予想される。

また、建設業を巡る厳しい環境の中で技能労働者の教育訓練抑制や技能労働者の処遇の悪化の動きが生じており、技能労働者の不足を招くとともに、建設業の再生に支障をきたすことが懸念される。

これまで、建設業離職者の業界内を中心とした円滑な労働移動を図るための支援、建設業における新規・成長分野に進出するために必要な人材育成を図るための支援、各企業における教育訓練への支援などを行ってきたところであるが、建設業の再生等に向けた動きの中で、必要な技能労働者の確保のための業界内の需給調整機能の強化や業界全体として必要な教育訓練の確保、体系的な処遇改善の促進、及び業界外への円滑な労働移動対策の拡充、建設業界内外での新規・成長分野への進出の推進による雇用機会の拡大や雇用の安定の促進、建設業の再生が雇用の安定にも配慮しつつ円滑に進展することを促進するための各種支援策のワンストップによる積極的な情報提供や相談等の推進を図ることが必要となっている。

このため、既存の施策の見直しを行うとともに、上記のような建設業の再生に向けた動向等に的確に対応した新たな施策を加えた総合的な「建設雇用再生トータルプラン」(仮称)を創設し、これらの施策を積極的に展開することにより、建設労働者の雇用の安定等を強力に推進していくこととする。

2 事業の内容

建設業における再生に向けた動向等に的確に対応するため、「建設雇用再生トータルプラン」(仮称)として、以下の施策を総合的かつ効果的に実施する。

(1) 建設業労働者の円滑な労働移動の促進及び技能労働者等の必要な人材の確保

ア 建設業界内での円滑な労働移動及び技能労働者等の必要な人材の確保

円滑な業界内労働移動の促進等

《「建設業労働移動円滑化総合支援事業」(仮称)の創設(別添1参照)》

991,200 千円

「建設業需給調整機能強化促進助成金」(仮称)の創設(中小建設事業主団体による「無料職業紹介事業の実施」の促進)

112,800 千円

「建設業労働移動円滑化支援助成金」(仮称)の創設

878,400 千円

・ 「建設業労働移動支援能力開発給付金」(仮称)の創設(中小建設業事業主団体による「建設業界内外への円滑な労働移動を図るための能力開発」の促進)

223,849 千円

・ 「建設業労働移動支援定着促進給付金」(仮称。旧建設業労働移動支援助成金)の拡充(「講習実施期間に係る要件の緩和」による必要な人材の建設業内でのより一層円滑な労働移動の促進)等

654,551 千円

技能労働者の育成・確保の促進

《建設業人材育成総合支援事業の拡充（別添2参照）》 1,143,737 千円

技能労働者の体系的処遇改善に資するための、職位と必要となる能力、処遇、昇進等の各企業における現状を分析するためのシステムの開発

27,037 千円

雇用改善推進事業助成金の再編による「教育訓練の共同化・広域化」及び「体系的処遇改善」を推進するための建設事業主団体等の取組みの重点的な促進

1,116,700 千円

イ 建設業界外への円滑な労働移動の促進

「建設業労働移動支援能力開発給付金」（仮称）の創設（再掲）
労働移動支援助成金等の活用促進（継続）

（2）建設業労働者の雇用機会の拡大・雇用の安定の促進

ア 建設業における新規・成長分野への進出の促進

建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金等の活用促進（継続）

イ 異業種の新規・成長分野への進出の促進

中小企業雇用創出等能力開発助成金等の活用促進（継続）

（3）情報提供、相談等のワンストップサービスの提供等

《建設労働者雇用安定支援事業の拡充（別添3参照）》 154,452 千円

建設雇用再生総合相談窓口（仮称）の設置による、建設業事業主等が利用可能な支援措置に係るワンストップによる積極的情報提供、相談等の実施の促進

無料職業紹介事業を行う建設事業主団体等の支援機関のネットワーク形成

建設業労働移動円滑化総合支援事業（仮称）の創設
～ 建設業内外への円滑な労働移動の推進～

平成 16 年度要求額 991,200 千円

1 趣旨・目的

建設業は、景気の低迷、公共投資の減少等から、過剰供給構造にあり、「建設業の再生に関する基本指針」等により、事業規模の縮小等が進められることとされ、就業者数の減少も不可避の状況にあり、建設業からの離職者の他産業等への労働移動の促進を一層進めていくことが必要となっている。

この場合、建設業の健全な再生を図るため、業界における必要な技能労働者の確保にも配慮しつつ、他産業等への転職を余儀なくされる者の労働移動を促進すること、建設業における労働移動は、縁故によるものが大きく、これを効率的に機能させることが効果的であること、建設業からの離職者は、高年齢者も多いことから、就職のみならず、コミュニティビジネス等を含め、多様な就業が促進できるような能力開発を行うこと、既存の施策についても、より企業の実情、ニーズを踏まえたものとなるよう必要な見直しを図ることが求められる。

このため、地域の建設事業主団体が持つ需給調整能力が効率的に発揮され、業界内における必要な技能労働者の確保がより円滑になされるよう、無料職業紹介事業を実施することを促進するための助成措置の創設、建設業内外への多様な形態での円滑な労働移動を促進するための教育訓練の実施（委託実施を含む。）を促進するための助成措置の創設、新たに雇い入れた労働者について比較的短期間の講習実施により即戦力化を図ろうとする企業の実情、ニーズを踏まえた建設業内での円滑な労働移動を図ることを目的とする既存の助成金の見直しを実施することにより、業界内外への円滑な労働移動を促進することとする。

なお、平成 15 年度に開始した、離職を余儀なくされる建設労働者等の業界内における再就職を目的とした講習やカウンセリングなどを実施する中小建設事業主団体に対する助成措置は上記 に統合し、発展的解消を行うこととする。

2 事業の内容

- (1) 建設業需給調整機能強化促進助成金（仮称）の創設（雇用改善推進事業助成金の拡充） 112,800 千円

助成内容

傘下の中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者等に係る無料職業紹介事業を実施しようとする中小建設事業主団体に対し、無料職業紹介事業の実施に係る初期経費（ ）の一部を助成する。

助成額

無料職業紹介事業の実施に係る初期経費の 2 / 3（支給限度額：80 万円）

職業紹介業務の実施に必要と認められる備品の購入経費（電話・ファックス、パソコン等）
職業紹介業務の実施に必要と認められる知識を修得するための講習等の受講経費（職業紹介責任者講習会の受講経費等） 事務所の設営に要する経費等（初期経費と認められるもの（事務所レイアウトの変更等）に限る。） しごと情報ネットへの接続に要する経費 等

(2) 建設業労働移動円滑化支援助成金(仮称)の創設	878,400 千円
ア 建設業労働移動支援能力開発給付金(仮称)の創設	<u>223,849 千円</u>

助成内容

中小建設業事業主団体が、傘下の中小建設業事業主から離職を余儀なくされる建設業労働者等に係る「労働移動支援能力開発業務」()を、自ら又は再就職支援会社、教育訓練機関、NPO法人等に委託して実施した場合に、当該実施に要する経費の一部を助成するとともに、当該「労働移動支援能力開発業務」をその雇用する建設業労働者に受けさせた中小建設業事業主に対し、その実施期間中の賃金の一部を助成する。

労働移動のための教育訓練・講習、キャリア・カウンセリング、就業体験付与等

助成額

運営・委託費助成

「労働移動支援能力開発業務」の実施に要した経費の1/3
(支給限度額：実施に要した経費の額から、当該実施に関し傘下の中小建設業事業主が当該中小建設業事業主団体に支払った額を差し引いた額(上限：一人当たり40万円限度))

賃金助成

「労働移動支援能力開発業務」を受けさせた期間中に支払った賃金の1/3(支給限度日数：150日)

イ 建設業労働移動支援定着促進給付金(仮称。旧建設業労働移動支援助成金)の拡充	<u>654,551 千円</u>
---	-------------------

講習実施期間に係る要件を2週間以上から1週間以上に緩和するとともに、以下のとおり講習実施期間に応じた支給額とする。

- ・ 1週間以上2週間未満 10万円(拡充部分)
- ・ 2週間以上 20万円

建設業人材育成総合支援事業の拡充
～技能労働者の育成・確保の促進～

平成 16 年度要求額 1,143,737 千円

1 趣旨・目的

過剰供給構造にある建設業においては、「建設業の再生に向けた基本指針」等により再編等が進められようとしているところであるが、建設業を巡る厳しい環境の中で、技能労働者の教育訓練の抑制や処遇悪化の動きが生じており、技能労働者の不足を招くとともに、人材流出により建設業の再生に支障をきたすことが懸念されることである。

現在、教育訓練の実施については、各企業の取り組み等を支援しているところであるが、個々の企業等の努力のみでは十分な教育訓練の確保に限界が生じているとの指摘がなされており、建設業界全体として必要な教育訓練が確保されるよう共同化や広域化による効率的な実施を促進していくことが必要である。

また、体系的な処遇改善等については、建設業人材育成総合支援事業により、建設業人材育成モデルプランの作成や建設事業主団体による「人材育成モデル」の作成促進を行っているところであるが、建設業の健全な再生を促進していくためには、再生に向けた事業再構築の取り組みにあわせて、体系的な処遇改善の実施を促進していくことが必要である。

このため、建設業人材育成総合支援事業を拡充し、体系的な処遇改善等を行うために基礎となる職位と必要となる能力、処遇、昇進状況等の各企業における現状を明らかにするためのシステムの開発を行うとともに、雇用改善推進事業助成金の再編を行い、業界全体として必要な教育訓練の確保に向けた教育訓練の共同化・広域化や体系的な処遇改善等を推進するための建設事業主団体等の取り組みを重点的に促進することとする。

2 事業の内容

(1) 建設業処遇等分析システムの開発 27,037 千円

各企業における現状（職位と必要となる能力、処遇・昇進状況等）を明らかにするためのシステムの開発を行う（独立行政法人雇用・能力開発機構）。

建設業処遇等分析システム（仮称）仕様作成委員会の設置 2,533 千円

建設業処遇等分析システム（仮称）の開発費 16,241 千円

建設業処遇等分析システム（仮称）の周知 8,263 千円

(2) 雇用改善推進事業助成金の再編 1,116,700 千円

第 1 種（仮称）（第 1 種及び第 3 種の統廃合） 645,700 千円

ア 現在の第 1 種及び第 3 種を再編し、雇用管理項目に関して、具体的な目標値を設定して雇用改善推進事業を実施する中小建設事業主団体等に対し助成を行う。

イ 体系的な処遇改善への取り組み、教育訓練の共同化・広域化のための取り組みを重点項目として設け、これに取り組む場合には助成率及び上限額をアップする。

第 2 種（仮称） 471,000 千円

雇用改善推進事業の内容として、体系的な処遇改善への取り組み、教育訓練の共同化・広域化のための取り組みを重点項目として設け、これに取り組む場合には上限額をアップする。

建設労働者雇用安定支援事業の拡充
～情報提供、相談等のワンストップサービスの提供等～

平成16年度要求額 154,452 千円

1 趣旨・目的

過剰供給構造にある建設業においては、「建設業の再生に向けた基本指針」等により再編等が進められようとしており、事業縮小等に伴う離職者の発生や、再生に向けた新分野等の事業展開が急速に進展することが見込まれるところであり、円滑な労働移動に向けた支援や新分野進出のために必要な能力開発のための支援が適切に実施されるようにしていくことが重要となっている。

この場合、各建設事業主等が、再生に向けて取り組もうとしている具体的なニーズに対応した支援事業が十分活用できるよう、利用可能な各種支援事業の総合的な情報提供や、支援事業の活用に向けた相談援助をワンストップサービスで提供するとともに、無料職業紹介事業の実施促進、労働移動支援のための能力開発実施機関の掘り起こし、公的機関を含めた各種支援機関のネットワーク形成を図っていくことが必要である。

このため、平成13年度から、社団法人全国建設業協会に委託して実施している円滑な労働移動の推進のための「建設労働者雇用安定支援事業」(建設業労働者の出向受入・送出情報の収集・提供や相談援助等の実施)について、ワンストップサービスやネットワーク形成等の業務を加え、建設業労働者の雇用の安定に配慮した建設業の再生を支援するための総合的な事業として抜本的に拡充することとする。

2 事業の内容

(1) 全国レベルで行う事業(一部拡充)

建設雇用再生トータルプラン(仮称)の周知、啓発 20,540 千円

建設労働者雇用安定支援事業の円滑な実施に向けた都道府県建設業協会との連絡・調整等 3,065 千円

- ・ 連絡会議の開催等
- ・ 無料職業紹介事業の実施促進(事業運営マニュアルの作成)
- インターネットを活用した建設業労働者の出向受入及び送出情報の収集・提供 1,260 千円

(2) 都道府県レベルで行う事業(一部拡充)

建設雇用再生総合相談窓口(仮称)の設置による情報提供、相談援助のワンストップサービスの実施 107,704 千円

- ・ 事業主が利用可能な各種支援措置に係る総合的な情報の積極的な提供
- ・ 建設雇用再生総合アドバイザー(仮称)の委嘱による各事業主等のニーズに沿った支援事業の活用に向けた相談援助
(建設雇用再生総合アドバイザー 6,768 人日×2 時間)
- 各種支援機関のネットワークの形成等 21,488 千円
- ・ 無料職業紹介事業の実施促進(実施促進指導、研修会)
- ・ 労働移動支援のための能力開発を実施する再就職支援会社、NPO 法人等の掘り起こし・情報提供
- ・ 連絡会議の開催
- 建設業労働者の出向受入及び送出情報の掘り起こし・提供 395 千円